

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	相談支援機能強化事業業務及び大津市基幹相談調整センター業務
委託業務場所	大津市内
概 要	大津市障害者相談支援事業実施要領第 4 条に規定する相談支援機能強化事業及び要領第 5 条に規定する基幹相談調整センター事業を行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	13,074,600円 7,471,200円 × 1 事業者 1,867,800円 × 3 事業者
契約の相手方	① 〔所在地〕滋賀県野洲市北桜 9 7 8 番地の 2 〔名 称〕社会福祉法人びわこ学園 ② 〔所在地〕大津市桜野町一丁目 1 0 番 5 号 〔名 称〕医療法人藤樹会 ③ 〔所在地〕大津市石山千町 2 7 0 番地の 3 〔名 称〕社会福祉法人しが夢翔会 ④ 〔所在地〕大津市一里山二丁目 2 番 8 号 〔名 称〕特定非営利活動法人りあん
契約相手方の選 定 理 由	委託業者は、障害者総合支援法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に基づく指定特定相談支援事業者であり、本市の障害者福祉施策に精通する主任相談支援専門員を配置できる事業者であって、要領第 4 条に規定する相談支援機能強化事業を実施できる事業者が他にはないことから当該事業の随意契約の相手方として選定する。 また、社会福祉法人びわこ学園は、相談支援機能強化事業を継続して実施してきた実績があり、大津市障害者自立支援協議会の事務局業務を含め、本市全域の障害福祉連携・連絡調整業務に精通する専任の職員を配置できる唯一の事業者であることから基幹相談調整センター事業の随意契約の相手方として選定する。

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。